長与町農業委員会会議録

令和４年９月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年９月農業委員会総会

１．日時　　令和４年９月２６日（月）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１１名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　２番　渡邉　章三　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（１名）

３番　原田　成信

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画ついて

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について

第４　　第３号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱の専決処分の承認を求めることについて

第５　　第１号報告　農地転用専決処分報告について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さん、おはようございます。総会の開催に先立ち報告いたします。長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２人中１１人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人中７人の出席でございます。本日の欠席者は、３番　原田　成信　委員、坂本　秀哉　農地利用最適化推進委員の２人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします。

議長　それでは、令和４年９月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。８番　山本　忠典　委員、９番　益冨　雅彦　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農用地利用集積計画が１件。第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式が１件。第３号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱の専決処分の承認を求めることについて　が出ております。報告事項は、農地専決処分報告書の届出が１件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農用地利用集積計画について、説明いたします。第１号議案をご準備ください。２ページの集計表等については、第２号議案の農地中間管理事業の利用集積も合算したものとなっております。３ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、長与町三根郷（地番）。（借主）さん。利用権を設定する者の氏名及び住所は、千葉市（地番）。（貸主）さん。利用権を設定する土地は１筆で、三根郷（地番）、地目　田、面積　８６８㎡です。利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名は水稲です。期間は、令和４年１０月１日から令和９年９月３０日までの５年間です。平成１９年から借り入れをされており、今回３回目の更新となります。年間の借賃は、〇〇円です。なお、１０ａあたりの単価は〇〇円となります。

土地の所在を説明します。５ページをお開きください。〇〇橋の西側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員

推進委員
３番

はい。９月１６日の午前９時半から現地を確認しました。水谷会長、事務局長、森さん、竹中さん。それと、柳原委員と私、計６名で確認をいたしました。継続ということもあり、作物も今にでも刈っていいような状態でありまして、何も問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。
１０番　柳原　厚志　農業委員

１０番

はい。（貸主）さんは、相続でこの土地をもらわれましたが、今（貸主）さんは千葉に住んでいらっしゃいますので、耕作は無理ということです。ここの土地自体は、圃場整備をしてある土地で、きれいになっております。それで、（借主）さんは、高齢であり後継者もいらっしゃいますが、まだまだ、一生懸命頑張って農業をされています。去年から、コンバインと田植え機を新たに買われて農業をされていますので、問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
続いて、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用集積計画一括方式について、説明します。第２号議案をご準備ください。１ページをご覧ください。
（A）欄、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、長与町平木場郷（地番）、（貸主）さん。（C）欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、長与町本川内

郷（地番）、（借主）さん。権利対象の土地は１筆で、三根郷（地番）、地目　田。面積　１，２９９㎡です。権利の種類　賃貸借。利用内容　水田です。年間の借賃は、〇〇円です。なお、１０ａあたりの単価は〇〇円となります。期間は、令和４年１０月１０日から令和９年１０月９日までの５年間です。平成２９年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。

土地の所在ですが、２ページをお開きください。〇〇交差点の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

田中　光夫　推進委員

推進委員３番　この件も９月１６日に、先ほどのメンバーで現地を確認しました。現地は、もう稲刈りの準備までされて、きれいになっておりました。継続ということもあり、問題はないと思います。以上です。

議長　続きまして、担当農業委員さんお願いします。

１０番　柳原　厚志　農業委員

１０番　はい。（貸主）さんは（地区名）の人ですが、老人ホームに入居され、現在は農業をできる状態ではないということで、（借主）さんが借りるようになっております。タービン付きのトラクターとか、ドローンとか、田植え機とか、いろいろ持っていらっしゃいます。稲刈りのときはコンバインを使って、（借主）さん自体が刈り取りの営業をされておりますので、間違いないと思います。以上です。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積計画を許可することについて、

農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第３号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱の専決処分の承認を求めることについて、事務局から説明をお願いします。

事務局　第３号議案　長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

今回の改正は、長与町農地利用状況調査員の報酬を報償費に改めるとともに、額を定めるものです。

議案書の２ページ、新旧対照表をご覧ください。第６条が改正箇所となります。左側が現行、右側が改正後です。これまで、長与町農地利用状況調査員は、長与町の会計年度任用職員に位置付け、報酬として支出しておりましたが、調査員は、会計年度任用職員の業務として適さないことから、報酬から報償費へ改正しております。２年前に報償費から報酬に一旦変えたのですが、これをまた昔に戻すという格好になっております。

改正は、『（調査員の報酬）第６条　調査員の報酬は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第３３号）に定めるところによる。』を、

改正後は、『（報償費の額）第６条　調査員の報償費の額は、長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第３３号）の規定により一般事務補助のパートタイム会計年度任用職員に対し支給される１時間当たりの報酬額に準じて定める額とする。』へ改正しております。この改正により１時間あたりの単価は、〇〇円から一般事務補助のパートタイム会計年度任用職員に対し現在支給されている〇〇円となります。

今後は、一般事務補助のパートタイム会計年度任用職員に対し支給される１時間当たりの報酬額が改正されると、調査員の報償費の額も改正されることとなります。３ページが、改正後の要綱となります。以上で、説明を終わります。

議長　説明が終わりました。報酬から報償に変わりましたということです。行政をしている人はよく分かると思いますが、報酬と報償の違いは、皆さん方から見ると、あまりよく分からない部分があるかとも思います。今回、専決処分ということでその内容を書いております。この件について、ご意見・質問はありませんか。

２番　渡邉　章三　委員

２番　報償と報酬の違いと、受ける人のメリット・デメリットは。

事務局　基本的にメリット・デメリットというのはございません。会計年度任用職員として雇うということであれば、報酬という格好になりますが、この会計年度任用職員というのは、毎日役場に来ていただいて、指示したことについて作業を行っていただく方が、会計年度任用職員に位置づけられるわけですが、皆さん、役場に一旦来て、調査に行くわけではなく、そのまま自宅から調査に行かれるものがこの利用状況調査員となっておりますので、会計年度任用職員ということでは適さないので、報酬として払っていたものを報償としてお支払いをするということで、今回改正をしました。以上です。

議長　要するに、中身は変わりません。ただ、本来は農業委員会の皆さん方に調査員を委嘱するわけですから、会計年度任用職員とはちょっと違うということで、会計が支払うためには報償という形をとらなければいけないということがありまして、今回議案として提出しております。何か意見質問ありませんか。

９番　今ご説明をいただいた分で大体、分かるんですけれども、やはり皆さん、報酬・報償という言葉の意味が、なかなか難しいと思います。ですからもうここはあまり突き詰めて言う必要もないのかなと思っております。

事務局　今回金額を〇〇円から〇〇円、一般会計年度任用職員のパートタイムの方と同等とすることにしたことについては、最低賃金の金額が、今回１０月から〇〇円になります。それを下回るということで、今後こういうことが継続的に考えられることから、パート職員の給与と同等にすることによって、最低賃金を下回ることはないという判断でそういうふうにしておりますので、御了承ください。

議長　はい、ありがとうございます。ほかに意見ありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、議案第３号の「長与町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する要綱」

の専決処分の承認を求めることについて、農業委員の挙手で賛否をとります。承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、承認することに決定いたします。これからは、報告事項に移ります。農地転用専決処分の報告書の届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。まず、令和４年９月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

報告事項は農地専決処分報告書の届出が１件ございます。報告事項の１ページをお開きください。資料につきましては№１をご覧ください。１枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、２枚目に造成後の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出です。高田南土地区画整理事業の、住宅用地としての転用の届出、所有権移転の売買となっております。

当事者の氏名・住所。譲受人は、長与町岡郷（地番）、（譲受人）さん。譲渡人は、大阪市（地番）、（会社名）。土地の所在等。届出の筆は１筆で、登記地目は畑です。高田郷（地番）、面積５３１㎡。高田南土地区画整理事業の街区としては、記載の通り、（街区番号）、面積１８９㎡。申請日　令和４年９月５日。専決処分の日　令和４年９月５日。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条２項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和４年９月２６日、長与町農業委員会事務局長　山﨑　昇。以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【お尋ねなし】

以上で報告事項を終わります。

次は、行事報告です。事務局お願いします。

【この後、令和４年９月の行事報告が行われた】

議長　　１０月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　１０月２６日（水）９時３０分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　　以上をもちまして、長与町農業委員会９月総会を閉会します。